

～ 飲酒運転等に対する行政処分の強化～

主な強化の内容

免許を取り消された場合の免許を受けることのできない期間(欠格期間)の最長を

5年間 から **10**年間に引き上げます。

酒酔い運転、酒気帯び運転・ひき逃げ等の点数を大幅に引き上げます。

～例えば、酒気帯び運転(0.25以上)(注1)は免許の取消しの対象となります。～

飲酒運転の行政処分の例

(初めてで、他に違反がない場合)

飲酒運転

酒酔い運転

取消(欠格期間)
2年→3年

酒気帯び運転 (0.25以上)(注1)

停止処分90日
↓
取消(欠格期間)
2年

酒気帯び運転 (0.25未満)(注2)

停止期間
30日→90日

さらに交通事故を起こすと(注3)

死亡事故

取消(欠格期間)
5年→7年

死亡事故

取消(欠格期間)
2年→5年

2週間のけがを負わせた
停止期間60日

↓
取消(欠格期間) 1年

さらにひき逃げをすると

取消(欠格期間)
5年→10年

取消(欠格期間)
5年→10年

取消(欠格期間)
2年→6年

注1) 呼気1%につき、0.25mg以上のアルコールを保有する状態

注2) 呼気1%につき、0.15mg以上0.25mg未満のアルコールを保有する状態

注3) 一方的な不注意で起こした場合